

2018年度 研修生・研究生 出願手続要項

I. 制度の概要について

1. 研修生・研究生制度について

研修生・研究生制度は、本大学院を修了・満期退学をした後、研究を継続するために、本学の施設を利用することができる制度です。なお、授業科目を履修することや研究指導を受けることはできません。

2. 出願資格

【重要：留学生の在留資格について】

本大学院における研修生・研究生制度は、研修生・研究生の身分をもって在留資格「留学」を得られるものではありません。日本国籍を有しない方については、出願時に出願書類として、希望する在籍期間に相当する日本国の在留資格を有することを証明する書類を提出する必要があります。

(1) 研修生の出願資格

研修生となるためには、以下の①または②の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ①本大学院の修士の学位を得ており、修了後2年を経っていないこと。また、社会学研究科応用社会学専攻博士課程後期課程への進学を希望している者で、社会学研究科教員の内諾を得ている者。
- ②本大学院の専門職の学位を得ており、修了後2年を経っていないこと。また、社会学研究科応用社会学専攻博士課程後期課程への進学を希望している者で、社会学研究科教員の内諾を得ている者。

※修了後2年を越えている場合であっても、「特別願」（社会学研究科所定用紙）を社会学研究科に提出することによって、研修生となることを許可する場合もあり得る（ただし、その場合は明確な理由が必要となる）。なお、継続して研修生に申請する場合は2年を限度とする（3年目以降の更新は認めない）。ただし、相応の事由がある場合は、「特別願」（社会学研究科所定用紙）を提出することによって、社会学研究科委員会の判断の下で特別に研修生となることを認める場合がある。

(2) 研究生の出願資格

研究生となるためには、以下の①または②の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ①本大学院の博士の学位を得ており、修了後5年を経っていないこと。また、社会学研究科教員の内諾を得ている者。
- ②本大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または四年制博士課程に標準修業年限以上在学した上で、履修要件を満たし退学しており（満期退学したことを指します）、退学後5年を経っていないこと。また、社会学研究科教員の内諾を得ている者。

なお、研究生には通算在籍期間に上限があり、通算在籍期間を超えて研究生に志願することはできません。（2009年度後期セメスター以降に「研究生の出願資格」を満たした者は3年が上限です。2009年度前期セメスター末までに「研究生の出願資格」を満たした者は、3年以内を基本とし5年が上限です。）

3. 研修生または研究生として所属することができる研究科

研修生または研究生として所属することができる研究科は下記のとおりです。下記に定める研究科のいずれかに、研修生または研究生として所属することができます。

【研修生・研究生制度の両方を設けている研究科】

法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、文学研究科、先端総合学術研究科、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、スポーツ健康科学研究科

【研修生制度のみを設けている研究科】

映像研究科、応用人間科学研究科、言語教育情報研究科、公務研究科、経営管理研究科

【研究生制度のみを設けている研究科】

薬学研究科

4. 在籍期間

在籍期間は学期の始めから学期末までです。年度を超えて研修生または研究生となることを希望する場合は、改めて願い出る必要があります。

5. 研修生・研究生が利用できる研究環境

(1) 在籍が許可された期間に限り、図書館・マルチメディアルーム等の ICT 環境、加えて大学院生専用の施設※を利用することができます。詳細は大学院課までご確認ください。

※大学院生専用施設はキャンパスや研究科によって異なります。

衣笠：究論館の共有スペース（リサーチcommons）

(2) 研修生は、大学院学生共同研究室（研究室内のキャレル）の利用はできません。研究生の大学院学生共同研究室（研究室内のキャレル）の利用は、研究科が認めた範囲に限ります（詳細は各研究科のクラス会に相談のこと）。

(3) 在学時に利用していた RAINBOW ユーザーID および学内メールアドレスを利用することができます。

6. 科目の履修について

研修生または研究生が、本大学院の授業科目の履修を希望する場合は、科目等履修生として別に手続きを行う必要があります。科目等履修生制度の詳細については、「科目等履修生出願手続要項」の「大学院 科目等履修制度について」の項を参照してください。

II. 出願手続について

1. 出願期間および方法

(1) 出願期間

在籍を希望する期間が春学期・通年の場合 2018年3月5日（月）～2018年3月12日（月）

在籍を希望する期間が秋学期の場合 2018年9月6日（木）～2018年9月13日（木）

(2) 出願受付場所・時間

出願受付場所は各研究科の事務室です。ただし、政策科学研究科・経営学研究科への出願は OIC 学びステーションで受け付けます。郵送の場合は、最終日消印有効とします。

出願受付時間は事務室開室時間となります。

(3) 出願書類

出願にあたっては、下記の書類を出願期間中に提出してください。①、②および③は必須です。④は日本国籍を有しない方のみ提出してください。

- ①「研修生・研究生願」（本学所定用紙）
- ②「研修生・研究生願」用写真および「研修生証または研究生証」用写真（最近3ヶ月以内に撮影した半身脱帽正面向き、背景無地、光沢、枠なしで、タテ3cm×ヨコ2.4cmのカラー写真）各1枚計2枚
- ③個人情報の取扱いに関する同意書
- ④（日本国籍を有しない方のみ）希望する在籍期間に相当する日本国の在留資格を有することを証明する在留カード、特別永住者証明書のいずれかの写し
- ⑤（該当者のみ）1ページの出願資格で、「特別願」（社会学研究科所定様式）の提出対象である方のみ、「特別願」を提出してください。

2. 許可判定および手続等について

（1）許可判定日

- 1) 春学期：2018年3月15日（木）
- 2) 秋学期：2018年9月21日（金）

・書類選考あるいは面接のうえ、研究科が許可・不許可を決定し、出願者宛に選考結果を通知します。

（2）登録手続締切日

- 1) 春学期：2018年3月29日（木）
- 2) 秋学期：2018年10月5日（金）

（3）手続方法について

- ・上記手続締切日までに、許可通知に同封してある振込用紙を使って納入してください（各金融機関の営業時間内に納入しなければなりません。手続締切日の金融機関収納印有効）。通年、春学期、秋学期のいずれの在籍期間においても、研修料・研究料は年額となります。納入手続きを所定の期日に行わなかった場合は許可を取り消します。

研修料	年額	4,200円
研究料	年額	14,000円

- ・一旦納入された研修料・研究料は、理由の如何に関わらず返還しません。
- ・定められた期間内に所定の研修料または研究料の納付を含むすべての手続を完了した者を、本学の「研修生」「研究生」とし、「研修生証」「研究生証」を交付します。

3. その他留意事項

- （1）在籍期間が通年となっている研修生・研究生が本学大学院に秋学期に新入学・再入学する場合は、2018年9月14日（金）までに「研修生・研究生辞退願」を提出してください。在籍期間を通年から春学期に変更します。
- （2）在籍期間が春学期のみとなっている者が、秋学期も継続をする場合、秋学期出願期間中に出願を行ってください。許可の場合には秋学期開始日までに、期間を春学期から通年に変更します。なお、研修料・研究料については、すでに年額で納入をしているため、秋学期分は不要とします。
- （3）「研修生」「研究生」は単年度ごとの在籍となりますので、次年度も継続を希望する場合は、改めて所定の期日に出願しなければなりません。
- （4）「研修生」「研究生」は本大学の諸規則を守らなければなりません。「研修生」「研究生」が本大学の諸規則に反する行為または「研修生」「研究生」として相応しくない行為を行った場合は、「研修生」「研究生」の身分を剥奪し、研究の継続および施設の利用を中止します。
- （5）「研修生」「研究生」は必要により「非正規生証明書」の交付を受けることができます。ただし、通学定期券購入等のための「通学証明書」や「学割証」の交付を受けることはできません。

立命館大学大学院 研究科の連絡先・問い合わせ先

研究科	事務室	電話・FAX番号	住所
法学研究科	法学部事務室 * (洋洋館1階)	電話 075-465-8175 FAX 075-465-8176	衣笠キャンパス： 〒603-8577 京都市北区 等持院北町56-1
社会学研究科	産業社会学部事務室 (以学館1階)	電話 075-465-8184 FAX 075-465-8196	
国際関係研究科	国際関係学部事務室 (恒心館1階)	電話 075-465-1211 FAX 075-465-1214	
文学研究科	文学部事務室 (清心館1階)	電話 075-465-8187 FAX 075-465-8188	
映像研究科	映像学部事務室 (充光館1階)	電話 075-465-1990 FAX 075-465-8193	
応用人間科学研究科	衣笠独立研究科事務室 (創思館1階)	電話 075-465-8375 FAX 075-465-8364	
言語教育情報研究科		電話 075-465-8363 FAX 075-465-8364	
先端総合学術研究科		電話 075-465-8348 FAX 075-465-8364	
経済学研究科	経済学部事務室 (アドセミナリオ1階)	電話 077-561-3940 FAX 077-561-3947	ひわこ・くさつキャンパス (BKC)： 〒525-8577 滋賀県草津市 野路東1-1-1
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学部事務室 (インテグレーションコア2階)	電話 077-561-3760 FAX 077-561-3761	
理工学研究科	理工学部事務室 (コアステーション1階)	電話 077-561-2624 FAX 077-561-2629	
情報理工学研究科	情報理工学部事務室 (クリエーションコア1階)	電話 077-561-5202 FAX 077-561-5203	
生命科学研究科	生命科学部事務室 (リンクスクエア2階)	電話 077-561-5021 FAX 077-561-3729	
薬学研究科	薬学部事務室 (サイエンスコア1階)	電話 077-561-2563 FAX 077-561-2564	
公務研究科	朱雀独立研究科事務室 (朱雀キャンパス1階)	電話 075-813-8274 FAX 075-813-8271	

経営学研究科	経営学部事務室 (A棟1階AC事務室)	電話 072-665-2090 FAX 072-665-2099	大阪いばらきキャンパス (OIC) : 〒567-8570 大阪府茨木市 岩倉町2-150
政策科学研究科	政策科学部事務室 (A棟1階AC事務室)	電話 072-665-2080 FAX 072-665-2089	
テクノロジー・ マネジメント研究科	OIC独立研究科事務室 (A棟1階AC事務室)	電話 072-665-2100 FAX 072-665-2109	
経営管理研究科		電話 072-665-2101 FAX 072-665-2109	
OIC学びステーション (A棟1階AC事務室)		電話 072-665-2050 FAX 072-665-2209	
立命館大学 大学院課 (至徳館4階) ※制度全体や院生専用施設についてのお問い合わせ		電話 075-465-8195 FAX 075-465-8198	衣笠キャンパス

窓口時間 月～金 10:00～11:30/12:30～17:00 (土・日・祝ならびに夏期冬期休業期間は休業します)

*法学部事務室は2018年3月27日より存心館1階に移転